

海上保安レポート 2016（概要）

○ トピックス 「海上保安の一年」 （P4～P12）

- 01 安倍内閣総理大臣、石井国土交通大臣による海上保安学校卒業生への激励
- 02 尖閣領海警備専従体制の確立
- 03 口永良部島（新岳）噴火災害への対応
- 04 安倍内閣総理大臣による海上保安業務視察
- 05 北海道苫小牧沖にてフェリー火災が発生
- 06 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における孤立住民救助
- 07 ベトナム海上警察との覚書交換
- 08 海上保安政策課程開講
- 09 漂流・漂着した木造船等の発見
- 10 北朝鮮による弾道ミサイル発射
- 11 暴力団幹部らによる大量覚醒密輸入事件
- 12 海上交通安全法等の一部を改正する法律案を国会に提出
- 13 平成 28 年熊本地震への対応
- 14 天皇皇后両陛下のフィリピン共和国御訪問

○ 特集 法治平安の海を護る （P13～P28）

I 領土・領海の堅守と海洋権益の保全

1 尖閣諸島周辺海域における領海警備

平成 27 年においては、中国公船による領海侵入件数は、平成 25 年に比べ減少したものの、荒天時を除きほぼ毎日、接続水域を航行している状況に変化はありません。また、12 月には、外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船を尖閣諸島周辺海域において確認しており、依然として緊迫した情勢が続いています。



海上保安庁では、尖閣諸島周辺海域における中国公船への対応に万全を期すため、大型巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制を確立するとともに、その運用に必要な係留施設、船艇用品庫等を整備しました。我が国の領土・領海を断固として守り抜くとの方針の下、関係省庁と緊密に連携し、法執行機関として、国際法や国内法に基づき、冷静に、かつ、毅然とした態度で対応していきます。



2 外国漁船への対応

尖閣諸島周辺海域では、外国漁船による活動が続いています。中でも中国漁船の領海からの退去警告隻数は、平成26年208隻、平成27年は70隻となっています。これらは、領海に侵入しないよう対応を強固にした結果ではありますが、同海域には多数の外国漁船が存在しており引き続き警戒していく必要があります。

3 外国海洋調査船への対応

我が国の周辺海域では、外国海洋調査船による、我が国の事前の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されています。海上保安庁では、こうした活動を早期に発見して対応するため、巡視船艇・航空機による警戒監視等を行い、我が国の海洋権益の保全に努めています。



II アジアの海を法治平安の海へ

1 外国海上保安機関との連携・協力の取組み

国際犯罪はグローバル化・ボーダーレス化し、事故・災害は大規模化する傾向にある中、管轄権が行使できる海域に制約がある海上保安機関は、各国が連携し、これら犯罪や事故・災害へ対応する必要があります。

このような状況下において、海上保安庁では、合同訓練や共同パトロール等を通じ、海上保安機関の協力関係を実質的な活動に発展させるよう主導しています。



第11回アジア海上保安機関長官級会合
(平成27年5月5日～6日 比・マニラ)

2 アジア海上保安機関に対する技術的向上支援

海上保安庁では、東南アジアの海上保安機関を中心に、世界79か国3地域から研修員を受入れ、あるいは職員を派遣して多年にわたる能力向上支援を行っています。また、機関設立時の支援や、長官級会合を主導するなど、地域の海上保安能力向上を目指し、国家安全保障戦略に即した連携・協力を推進しています。



3 海上保安政策課程における能力向上支援

国際社会全体の平和と繁栄のためには、平成25年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」にうたわれる「力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序」の強化が極めて重要です。そのため、海上保安庁が各国海上保安機関の能力向上を効果的に支援し、相互理解を深めることが、法とルールが支配する海洋秩序の強化に大いに貢献すると期待されています。

(海上保安政策課程の目的と内容)

海上保安政策課程は、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進を通じて、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、そして「力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序」の強化の重要性について認識の共有を図るため、海上保安庁及びアジア各国の海上保安機関の若手幹部職員を対象として、世界で初となる海上保安政策に関する修士レベルの教育を行います。

本課程は、海上保安大学校、政策研究大学院大学、JICA、日本財団が共同で実施しています。



○ 海上保安官の仕事 (P29～P50)

海上保安官は、巡視船艇での海上勤務だけでなく、本庁や管区等での陸上勤務や各国大使館等での海外勤務など活躍の場は様々です。

このような様々な舞台で活躍する海上保安官には、幅広い知識や技能だけでなく、特殊な業務を行うための専門的な能力も求められます。

そこで、本項では、海上保安官の活躍の場(スペシャリスト集団や女性海上保安官の活躍など)とその海上保安官を養成する海上保安大学校等の教育機関を紹介することで、「海上保安官」の仕事の魅力について紹介しています。



○ 海上保安庁の任務・体制 (P51～P58)

海上保安庁の任務と体制について、その概要を紹介しています。

○ 本編 (P59～P118)

1. 治安の確保

密漁、密輸・密航、テロ、不審船、海賊対策等の海上犯罪の現況と対策について紹介しています。



2. 生命を救う

海難救助や沿岸域での活動の安全推進のための取組みについて紹介しています。



3. 青い海を守る

海洋環境保全対策や海上環境事犯への対応について紹介しています。



4. 災害に備える

事故災害対策や自然災害対策について紹介しています。

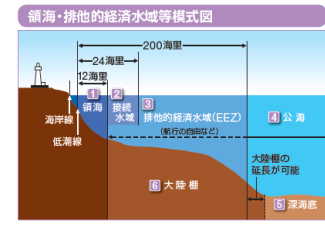


5. 海を知る

海洋調査や海洋情報の提供について紹介しています。

6. 交通の安全を守る

海難の現況と対策、航行の安全のための情報提供等について紹介しています。



○ 語句説明・索引／図表索引 (P119～P126)

○ 資料編 (P127～P137)